

令和元年 8 月 2 7 日

運送委託企業 各位

国土交通省北海道運輸局
厚生労働省北海道労働局
経済産業省北海道経済産業局
農林水産省北海道農政事務所
公益社団法人北海道トラック協会

取引環境と長時間労働の改善に向けた御理解と御協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、運転者不足が大きな課題となっており、物流が継続的にその機能を果たしていく上では、運転者の長時間労働の改善を図るとともに、物流の生産性向上を図っていく必要があります。

このため、トラック事業者と荷主企業が相互に協力してトラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省と連携して、トラック運送事業における取引環境と長時間労働の改善に向けた取り組みを推進しているところです。

つきましては、趣旨を御理解いただき、下記のとおりリーフレットを作成しましたので社内周知等に御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

記

1. 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉
荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました。
2. 荷役作業や付帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。(荷待ちについては、既に記載対象となっています)
3. 「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加について

以上

《問い合わせ先》

- 国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課
☎ 011-290-2743
- 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
☎ 011-709-2311 内線 3542
- 経済産業省北海道経済産業局産業部中小企業課
☎ 011-709-2311 内線 2579
- 農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部
事業支援課
☎ 011-330-8810
- 公益社団法人北海道トラック協会業務部
☎ 011-511-9784